

Radiata Increase



FP3級 保険顧客資産 相談業務

2023 年 1 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2022 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は【第 1 問】から【第 5 問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.各問について答を 1 つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】次の設例に基づいて下記の各問《問1》~《問3》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（56歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学を卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Aさんは、2023年6月に定年を迎える予定であるが、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。Aさんは、定年を迎えるにあたり、60歳以後の社会保険制度について理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜X社の継続雇用制度の雇用条件＞

- ・1年契約の嘱託雇用、1日8時間（週40時間）勤務
- ・厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入
- ・賃金月額が60歳到達時の60%（月額27万円）で賞与はなし

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1963年6月25日生まれ・会社員）

- ・公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）

20歳から大学生であった期間（34月）は国民年金に任意加入していない。

- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	65歳
国民年金	厚生年金保険	
未加入期間（34月）	204月	302月
	（2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円）	（2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円）

(2) 妻Bさん（1966年10月10日生まれ・専業主婦）

- ・公的年金加入歴：18歳でX社に就職してからAさんと結婚するまでの11年間（132月）、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》はじめに、Mさんは、《設例》の〈Aさん夫妻に関する資料〉に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額(2022年度価額)を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) $777,800\text{円} \times \frac{446\text{月}}{480\text{月}}$

2) $777,800\text{円} \times \frac{480\text{月}}{480\text{月}}$

3) $777,800\text{円} \times \frac{506\text{月}}{480\text{月}}$

【答え】

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

$777,800 \text{ 円} \times (\text{保険料納付済期間} + \text{免除期間}) \div 480 \text{ 月} (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月})$

[本問の場合]

20歳	22歳		65歳
国民年金	厚生年金保険		
未加入期間 (34月)	204月		302月
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)		(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

・20歳から60歳になるまでの40年間(480月)で計算しますので、厚生年金加入期間が65歳まで記載されていますが、60歳までで計算します。

・20歳から22歳まで未加入期間がありますので、保険料納付済期間は480月-32月=446月となります。

$$777,800 \text{ 円} \times 446 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 722,705.8... \text{ 円}$$

したがって正解は、1

《問 2》 次に、Mさんは、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんの Aさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「1963 年 6 月生まれの Aさんは、原則として、64 歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます」
- 2) 「Aさんが 65 歳になるまで厚生年金保険の被保険者として X 社に勤務した場合、65 歳から支給される老齢厚生年金は、65 歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に計算されます」
- 3) 「Aさんが 65 歳から受給することができる老齢厚生年金には、妻 Bさんが 65 歳になるまでの間、加給年金額が加算されます」

【答え】

1) × 不適切

●特別支給の老齢厚生年金が支給要件

- ・男性の場合、昭和 36 年(1961 年)4 月 1 日以前に生まれたこと。
- ・女性の場合、昭和 41 年(1966 年)4 月 1 日以前に生まれたこと。

[本問の場合]

A さんは、1963 年 6 月 25 日生まれ
ですので、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。

2) ○ 適切

本問の通り、
老齢厚生年金は、加入していた時の報酬額や加入期間等に応じて年金
額が計算されます。

3) ○ 適切

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある方が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

[本問の場合]

A さんは厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上で、妻 B さんが年
下ですので、加給年金の支給対象となります。

したがって正解は、1

《問 3》最後に、Mさんは、X社の継続雇用制度利用後の社会保険に関する各種取扱いについて説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんの60歳以後の各月に支払われる賃金額が、60歳到達時の賃金月額の75%相当額を下回った場合、Aさんは、原則として、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます」
- 2) 「Aさんが雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給する場合、Aさんは、当該給付金を最長で2年間受給することができます」
- 3) 「Aさんが60歳以後も全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者となる場合、引き続き、妻BさんをAさんが加入する健康保険の被扶養者とすることができます」

【答え】

1) ○ 適切

●高年齢雇用継続給付

雇用保険では、65 歳未満を一般被保険者とし、65 歳以上を高年齢被保険者とし、高年齢雇用継続基本給付は、60 歳から 65 歳までの賃金の低下を補う給付金です。

[支給要件]

・雇用保険の被保険者期間が通算5年以上ある人が、60歳到達時等の時点に比べて賃金が **75%未満** に低下した場合、60歳以上65歳未満の一般被保険者の方に支給されます。

2) × 不適切

高年齢雇用継続基本給付金は 60 歳～65 歳までの最大 **5 年間**支給されます。

3) ○ 適切

本問の通り

協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)では、被保険者が病気やケガをした場合、保険給付が行われますが、被扶養者についても保険給付が行われます。

したがって正解は、2

【第2問】次の設例に基づいて下記の各問《問4》～《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（33歳・厚生年金保険の被保険者）は、昨年、妻Bさん（31歳・専業主婦）と結婚した。現時点でAさん夫妻に子はいない。Aさんは、妻Bさんとの結婚を機に、死亡保障や就業不能時の保障の必要性を感じていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

Aさんは、生命保険に加入するにあたり、その前提として、自分が死亡した場合や、障害状態となり働けなくなった場合に公的年金制度からどのような給付が受けられるのかについて理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

保険の種類 : 5年ごと配当付特約組立型総合保険（注1）
月払保険料 : 8,800円
保険料払込期間（更新限度） : 90歳満了
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
指定代理請求人 : 妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	200万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
傷害特約	500万円	10年
就業不能サポート特約（注2）	月額20万円×所定の回数	10年
入院特約（180日型）（注3）	日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

（注1）複数の特約を組み合わせて加入することができる保険

（注2）入院または在宅療養が30日間継続した場合に6カ月分の給付金が支払われ、その後6カ月ごとに所定の就業不能状態が継続した場合に最大2年間（24カ月間）の就業不能給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

（注3）病気やケガで1日以上入院をした場合に入院給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》はじめに、Mさんは、公的年金制度からの給付について説明した。Mさんの A さんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「A さんが現時点で死亡した場合、妻 Bさんは、遺族基礎年金を受給することはできません」
- 2) 「A さんが現時点で死亡した場合に妻 Bさんに支給される遺族厚生年金は、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 月に満たない場合、300 月とみなして年金額が 計算されます」
- 3) 「A さんが病気やケガ等で障害状態となり、その障害の程度が障害等級 3 級と認定された場合、A さんは障害基礎年金および障害厚生年金を受給することができます」

【答え】

1) ○ 適切

遺族基礎年金は、18 歳に到達する年度の末日(3 月 31 日)まで(障害年金 1 級、あるいは 2 級を受給している場合は 20 歳未満)の**子がいる場合**に、配偶者または子に支給されます。

[本問の場合]

A さんには子がいませんので、A さんが死亡しても妻 B さんは遺族基礎年金を受給することはできません。

2) ○ 適切

・遺族厚生年金の受給額

老齢厚生年金の報酬比例部分の 3/4 相当額です。

被保険者の加入月数が 300 月に満たないときは **300 月で計算**します

3) × 不適切

障害基礎年金の支給は障害等級 1 級・2 級の状態に該当した場合に支給できます。

障害者等級 3 級の場合は、**障害厚生年金のみ**が受給することができます。

したがって正解は、3

《問 5》 次に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容等について説明した。Mさんの Aさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1) 「先進医療特約では、療養を受けた時点において厚生労働大臣により定められている先進医療が給付の対象となります」

2) 「Aさんが提案を受けた生命保険には、リビング・ニーズ特約が付加されていますので、Aさんが余命 6 カ月以内と判断された場合、生前給付金として最大で 3,000 万円を請求することができます」

3) 「最近では、うつ病などの精神疾患による就業不能を保障の対象とする保険商品も販売されています。各生命保険会社が取り扱う就業不能保険の保障内容や支払基準をよく確認したうえで、加入の可否をご検討ください」

【答え】

1) ○ 適切

本問の通り、

先進医療特約では、療養を受けた時点において厚生労働大臣により定められている先進医療が給付の対象となります。

2) × 不適切

リビング・ニーズ特約は、原因にかかわらず、被保険者の余命が、6 ヶ月以内と診断された場合に、保険金を受け取ることができ、保険金額の範囲内で上限 3,000 万円の請求が可能で、受け取った保険料は非課税となります。

[本問の場合]

リビング・ニーズ特約は、保険金額の範囲内で上限 3,000 万円の請求が可能ですが、本問の契約では、死亡保険金額 700 万円(終身保険特約 200 万円+定期保険特約)ですので、請求できるのは、700 万円となります。

3) ○ 適切

本問の通り、

就業不能保険は、うつ病などの精神疾患による就業不能についても対象となります。

したがって正解は、2

《問 6》最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1)「支払保険料のうち、終身保険特約および定期保険特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、就業不能サポート特約、入院特約および先進医療特約に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります」

2)「生命保険料控除は、生命保険に加入した年分については勤務先の年末調整で適用を受けることができませんので、適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要となります」

3)「Aさんが入院給付金を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人である妻BさんがAさんに代わって請求することができます。妻Bさんが受け取る当該給付金は、一時所得として総合課税の対象となります」

【答え】

1) ○ 適切

[生命保険料控除3つに区分]

	内容
一般生命保険料控除	生存・死亡に基因して保険金・給付金を支払う
	・定期保険・終身保険・変額個人年金保険など
介護医療保険料控除	入院・通院等の医療費支払い事由に基因して保険金の給付が行われる
	・介護保険・医療保険・所得補償保険など
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金
	・個人年金保険など

[本問の場合]

終身保険・定期保険は、一般生命保険料控除の対象となり

就業不能サポート特約・入院特約・先進医療特約は介護医療保険料控除の対象となります。

2) × 不適切

生命保険料控除は、生命保険に加入した年分については勤務先の年末調整で適用を受けることができます。

年末調整で適用を受けられない所得控除は、医療費控除・寄附金控除・雑損控除となります。

3) × 不適切

指定代理請求人とは、被保険者が高度障害保険金や給付金を自身が請求できない約款所定の事情があるときに、代理として請求を行える人のことです。指定代理請求特約に係る保険料は、不要です。

指定代理請求人は保険期間の途中で変更可能で、被保険者の同意を得て契約者が指定します。

[本問の場合]

入院給付金や手術給付金は、被保険者本人が受け取った場合だけでなく、被保険者の家族が受け取った場合も**非課税**となります。

したがって正解は、1

【第3問】次の設例に基づいて下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（65歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、今期限りで勇退し、X社の専務取締役である長男Bさん（43歳）が社長に就任する予定である。X社は、Aさんに支給する役員退職金の原資として、下記＜資料＞の生命保険の解約返戻金を活用することを検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	: 長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 2003年4月1日
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 99歳満了
死亡・高度障害保険金額	: 1億円
年払保険料	: 240万円
現時点の解約返戻金額	: 4,400万円
現時点の払込保険料累計額	: 4,800万円
※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 仮に、X 社が A さんに役員退職金 5,000 万円を支給した場合、A さんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、A さんの役員在任期間(勤続年数)を 35 年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) 1,575 万円
- 2) 1,850 万円
- 3) 3,150 万円

【答え】

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

* 勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数35年です。

$$70万円 \times (35年 - 20年) + 800万円 = 1,850万円$$

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(5,000万円 - 1,850万円) \times 1/2 = 1,575万円$$

したがって正解は、1

《問 8》 X 社が現在加入している《設例》の長期平準定期保険を下記〈条件〉にて解約した場合の経理処理(仕訳)として、次のうち最も適切なものはどれか。

〈条件〉

- X 社が解約時までには支払った保険料の累計額は、4,800 万円である。
- 解約返戻金の額は、4,400 万円である。
- 配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

1)

借 方		貸 方	
現金・預金	4,400万円	前払保険料	2,400万円
雑損失	400万円	定期保険料	2,400万円

2)

借 方		貸 方	
現金・預金	4,400万円	前払保険料	2,400万円
		雑収入	2,000万円

3)

借 方		貸 方	
前払保険料	2,200万円	現金・預金	4,400万円
定期保険料	2,200万円		

【答え】

●長期平準定期保険

保険加入期間が長期間で、保険期間中に支払う保険料がずっと変わらない保険です。

[加入条件]

- ・被保険者の年齢が保険満了時に 70 歳以上
- ・長期にわたって保険料の支払い能力があること
- ・「加入年齢+(保険期間×2)の数値が 105 より大きくなる

[経理処理]

2019 年 7 月 7 日以前に契約した長期平準定期保険では、前半 6 割の期間は、払込保険料の 2 分の 1 を損金へ、**残りの 2 分の 1 は前払保険料として資産計上**されます。

[解約時]

資産計上していた前払い保険料を取り崩し、受け取った解約返戻金相当額と資産計上している前払い保険料の差額は、雑収入または雑損失として計上します。

[本問の場合]

●解約返戻金(現金収入) 4,400 万円

●既払込保険料のうち資産計上される額(X 社が解約時まで支払った保険料の累計額 4,800 万円のうち解約時に取り崩す資産計上額 1/2)
 $4,800 \text{ 万円} \times 1/2 = 2,400 \text{ 万円}$

●よって、

借方に解約返戻金 4,400 万円

貸方に前払い保険料(資産計上額)2,400 万円を記載します。

●解約返戻金 4,400 万円-前払い保険料 2,400 万円=差額 2,000 万円
雑収入として貸方に 2,000 万円を記載します。

したがって正解は、2

《問 9》 Mさんは、《設例》の長期平準定期保険について説明した。Mさんの A さんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「X 社が当該生命保険を解約した場合に X 社が受け取る解約返戻金は、A さんに支給する役員退職金の原資として活用する以外に、設備投資等の事業資金としても活用することができます」
- 2) 「現時点で当該生命保険を払済終身保険に変更する場合、契約は継続するため、経理処理は必要ありません」
- 3) 「当該生命保険を払済終身保険に変更し、A さんが勇退する際に、契約者を A さん、死亡保険金受取人を A さんの相続人に名義を変更することで、当該払済終身保険を役員退職金の一部として A さんに現物支給することができます」

【答え】

1) ○ 適切

本問の通り、

解約返戻金の使い道は契約者の自由に決めることができます。

よって、役員退職金の原資として活用する以外に、設備投資等の事業資金としても活用することができます

2) × 不適切

払済終身保険に変更する場合、一旦解約したものとして損益を計上しますので、経理処理が必要です。

3) ○ 適切

本問の通り、

払済終身保険に変更し、契約者を A さん、死亡保険金受取人を A さんの相続人に名義を変更することで、保険契約を継続させながら役員退職金の一部として現物支給することができます。

したがって正解は、2

【第4問】次の設例に基づいて下記の各問、問10～問12に答えなさい。

《設 例》

個人事業主であるAさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。Aさんは、2022年中に終身保険の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (50歳) : 個人事業主 (青色申告者)

妻Bさん (47歳) : Aさんの事業に専ら従事し、2022年中に、青色事業専従者として給与収入80万円を得ている。

長女Cさん (21歳) : 大学生。2022年中に、塾講師のアルバイトとして給与収入90万円を得ている。

二女Dさん (17歳) : 高校生。2022年中の収入はない。

＜Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額 : 450万円 (青色申告特別控除後)

(2) 終身保険の解約返戻金

契約年月 : 2010年5月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 240万円

正味払込保険料 : 270万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2022年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せ として、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高(①)万円を控除することができます。(①)万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高(②)万円となります」

ii)「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の(③)年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択することができることなどが挙げられます」

- | | | |
|---------|------|-----|
| 1) ① 55 | ② 10 | ③ 7 |
| 2) ① 65 | ② 55 | ③ 7 |
| 3) ① 65 | ② 10 | ③ 3 |

【答え】

① 65

青色申告特別控除は、適用要件に加えてe-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うことで、最高65万円^①の控除となります。

② 10

確定申告書を法定申告期限までに提出しなかった場合は、10万円^②の控除額となります。

③ 3

青色申告者は、その損失分を翌年以降3年間^③繰り越し控除ができます。

したがって正解は、3

《問 11》 A さんの 2022 年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1) 「妻 B さんは青色事業専従者として給与の支払を受けているため、A さんは、配偶者控除の適用を受けることができません」

2) 「長女 C さんは、特定扶養親族に該当するため、A さんは、長女 C さんについて 63 万円の扶養控除の適用を受けることができます」

3) 「二女 D さんは、控除対象扶養親族に該当しないため、A さんは、二女 D さんについて扶養控除の適用を受けることができません」

【答え】

1) ○ 適切

青色事業専従者として給与の支払いを受けている場合や、白色事業専従者の場合は、配偶者控除、配偶者特別控除の**対象外**となります。

2) ○ 適切

●**扶養控除**…扶養親族の合計所得金額が**48万円**以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

長女 C さん(21 歳)はアルバイト収入 90 万円を得ていますが、給与所得控除の最低額 55 万円を引くと、所得金額 35 万円となり、48 万円以下となります。

また扶養家族で 19 歳から 23 歳未満の場合は、控除額 63 万円となります。

3) × 不適切

二女 D さん(17 歳)は合計所得金額 48 万円以下で 16 歳以上ですので、一般扶養者として 38 万円の控除となります。

したがって正解は、3

《問 12》 A さんの 2022 年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 420 万円
- 2) 450 万円
- 3) 690 万円

【答え】

・総所得金額

総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算

所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

Aさんの2022年分の収入等に関する資料>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 事業所得の金額 | : 450万円（青色申告特別控除後） |
| (2) 終身保険の解約返戻金 | |
| 契約年月 | : 2010年5月 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | : 240万円 |
| 正味払込保険料 | : 270万円 |

事業所得と一時所得(終身保険の解約返戻金)は総合課税です。

●事業所得

青色申告特別控除後の事業所得の金額:450 万円

●一時所得(終身保険の解約返戻金)

一時所得=総収入額(解約返戻金額)- 総支出額(正味払込保険料)-特別控除50万円

240 万円-270 万円-50 万円=▲80 万円=0 円

よって

総所得金額=450 万円となります。

したがって正解は、2

【第5問】次の設例に基づいて下記の各問問13～問15に答えなさい。

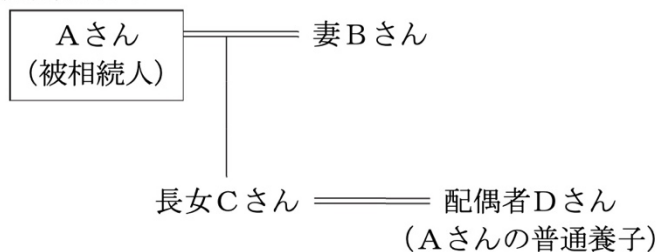
《設 例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の社長であったAさんは、2022年12月5日に病気により79歳で死亡した。Aさんは、生前に自筆証書遺言を作成し、自宅に保管していた（自筆証書遺言書保管制度は利用していない）。

X社は、死亡退職金5,000万円を妻Bさんに支給した。後任の社長には、長女Cさんの夫でX社の専務取締役であるDさんが就任した。Aさんは、2006年10月にDさんを普通養子としている。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんの主な相続財産（相続税評価額）＞

現預金	8,000万円
自宅（敷地400㎡）	1,700万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）
自宅（建物）	1,000万円
X社株式	1億2,000万円
死亡退職金	5,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 A さんの相続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1)「A さんが 2022 年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 3 カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

2)「A さんの自宅から自筆証書遺言を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出し、その検認を請求しなければなりません」

3)「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内に、被相続人である A さんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません」

【答え】

1) × 不適切

準確定申告とは、亡くなった人の生前の所得についての確定申告です。
準確定申告期限は、相続の開始があった事を知った日の翌日から4ヶ月以内

2) ○ 適切

[遺言の種類]

	証人	検認
自筆証書遺言	不要	必要 (法務局で保管した場合は検認不要)
公正証書遺言	2人以上	不要
秘密証書遺言	2人以上	必要

自筆証書遺言は、法務局で保管した場合を除き、家庭裁判所で検認が必要となります。

3) ○ 適切

本問の通り、
相続税の申告期限は、相続の開始があった事を知った日の翌日から10ヶ月以内

したがって正解は、1

《問 14》 A さんの相続に関する以下の文章の空欄①~③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「A さんの相続における遺産に係る基礎控除額は、(①)万円です」

ii)「妻 B さんが受け取った死亡退職金 5,000 万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、(②)万円です」

iii)「妻 B さんが自宅の敷地を相続により取得し、特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、その敷地は(③)m²までの部分について 80%の減額が受けられます」

- | | | | |
|----|---------|---------|-------|
| 1) | ① 4,800 | ② 4,000 | ③ 400 |
| 2) | ① 4,200 | ② 4,000 | ③ 330 |
| 3) | ① 4,800 | ② 3,500 | ③ 330 |

【答え】

①

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

本問の法定相続人は、妻 B さん・長女 C さん・配偶者 D(養子)さんの 3 人です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円

②

・死亡保険金の非課税限度額
500 万円 × 法定相続人の数

[本問の場合]

死亡保険金の非課税限度額

500 万円 × 3 人 = 1,500 万円

死亡退職金 5,000 万円 - 非課税限度額 1,500 万円 = 3,500 万円

③

●小規模宅地の特例 [限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330m ²	80%
事業用	特定事業用宅地	400m ²	80%
	特定同族会社事業用宅地	400m ²	80%
	貸付事業用宅地	200m ²	50%

したがって正解は、3

《問 15》 A さんの相続に係る課税遺産総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が 2 億 2,000 万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 4,600 万円
- 2) 5,400 万円
- 3) 7,200 万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	～	万円以下		
		1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

【答え】

●課税遺産総額 2 億 2,000 万円

●相続税の総額の基となる税額

[法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[本問の法定相続分]

- ・妻 B さん 1/2
- ・長女 C さん 1/4
- ・配偶者 D(養子)さん 1/4

- ・妻 B さん 2 億 2,000 万円 $\times$ 1/2 = 1 億 1,000 万円
- ・長女 C さん 2 億 2,000 万円 $\times$ 1/4 = 5,500 万円
- ・配偶者 D(養子)さん 2 億 2,000 万円 $\times$ 1/4 = 5,500 万円

[速算表から算出]

- ・妻 B さん 1 億 1,000 万円 $\times$ 40% - 1,700 万円 = 2,700 万円
- ・長女 C さん 5,500 万円 $\times$ 30% - 700 万円 = 950 万円
- ・配偶者 D(養子)さん 5,500 万円 $\times$ 30% - 700 万円 = 950 万円

●相続税の総額

2,700 万円 + 950 万円 + 950 万円 = 4,600 万円

したがって正解は、1